

第2章 21世紀の工業所有権制度の国際調和に向けて

.基本的課題

グローバル経済に即した工業所有権の制度調和が必要

第1章で述べたとおり、企業活動のグローバル化の進展に伴い、世界経済の安定的発展の原動力として、また、企業の国際競争力を確保する手段として、不断の技術開発への取り組みが求められている。このような状況のもと、技術開発の成果物などに価値を与える知的財産権制度は、投資の回収と研究開発へのインセンティブを付与する上で有用であり、技術開発ひいては世界経済の発展の基盤として、その重要性が増してきている。

このように知的財産権制度が重視されるなか、21世紀の更なるグローバル化の進展に即した制度の国際調和が求められており、これに向けて解決すべき基本的課題として、次の三点を挙げる。

(1) 透明性の高い国際保護ルールの確立と国際的権利取得の効率化

世界経済全体の効率性を高める上で、円滑な貿易、海外投資、技術移転を行いうる予見可能性の高い安定的なビジネス環境を整備し得るよう知的財産権制度の国際調和に向けた透明性の高い国際保護ルールの確立が不可欠となる。また、企業活動のグローバル化の進展を踏まえ、国際レベルでの権利取得を支援すべく、取得手続きの効率化を図ることが必要である。

(2) 技術革新によりもたらされる新たな社会への対応

21世紀に向けて、情報・通信技術やバイオ・医療技術等の技術革新により、世界は新たな時代を迎える。こうした中、更なる技術革新に向け、最先端技術の国際レベルでの的確な特許保護が求められる。また、ネットワーク社会の更なる深化が予想される中、技術革新・社会環境の変化を予見しつつ、ネットワークの地理的普遍性に考慮した知的財産保護のあり方についても早急に検討する必要がある。

(3) 知的財産権が尊重される魅力ある国際的事業環境の整備

知的財産権の行使の実効性、可能な限り規制のないライセンス契約、公正な競争が保証されるビジネス市場が発展途上国を含め世界的に整備されることは、投資、技術移転を促し、秩序ある世界経済の発展に寄与する。

.国際調和に向けた具体的課題と取り組みの方向

世界のフロントランナーとして、独創的な研究・開発が期待される我が国企業のグローバルな活動を更に支援するために、我が国は、制度の国際調和の議論に積極的に取り組む必要がある。

こうした国際調和の議論の場として、通商面に関連した知的財産権の保護水準を定めた WTO・TRIPS 協定の見直し、国連の知的財産権専門機関としての WIPO での国際ルール作り、アジアを含めた環太平洋諸国との協調を図る APEC での議論、運用面の調和と協力を目指す日米欧三極特許庁会合、或いは、二国間交渉などがあるが、各課題に応じた適切な場での積極的な取り組みが期待される。

また、国際調和に向け取り組むべき課題の中には、世界特許システムの構築のように実現に向けて長期間を要するものや、各国間で更に議論を深めて解決の途を探るものもあるが、世界大での科学技術と産業発展に貢献しうるバランスのとれた適正な工業所有権保護と制度調和を目指し、可能なものから着実に実現を図っていくべきである。

なお、政府間の交渉だけではなく、国を越えて産業界の意見を国際的にとりまとめ、政府・機関に働きかけることも有効であり、各課題において産業界の自主的かつ積極的な取り組みが期待される。

本項目においては、前項で触れた三つの基本的課題毎に、かかる課題を取り巻く現状を踏まえつつ、21世紀の工業所有権制度の国際調和に向け解決しなければならない個別課題とその取り組みの方向を詳述することとする。

1. 透明性の高い国際保護ルールの確立と国際的権利取得の効率化

(1) 現状と課題

透明性の高い国際保護ルールの確立

先のウルグアイラウンド(UR)交渉において成立した TRIPS 協定により、工業所有権の既存条約であるパリ条約の保護水準が実質的に引き上げられたとはいえ、依然、各国において制度運用の相違が見られる。

特に先発明主義、公開制度欠如、再審査制度、優先権の効果の制限(ヒルマークトリン)に見られる米国の特異な特許制度は、透明性、権利の安定性の面から問題があり、世界最大の投資受入国たる米国での他国企業の活動を阻害する要因となっている。

また、かかる米国の特異な制度の他に、日米欧等の先進国間においてさえ、発明公表後の出願猶予制度(グレースピリオド制度)や行政遅延による特許期間の延長の考え方に相違があるなど、制度の国際調和を通じた透明性の高い国際ルールの確立が求められる。

国際的権利取得の効率化

一方、世界経済がグローバル化し、研究開発のボーダーレス化が進む今日、世界で同時期に同内容の工業所有権を低コストで取得しうる効率的な国際的権利取得システム(世界特許システム)の構築が長期的に求められている。

この世界特許システムを目指す上で、各国毎に重複して行われている先行技術調査及び特許審査における各国の協力、ひいては各国間の相互承認が必要となるが、その必要条件としても制度の国際調和を目指さなければならぬ。

また、国際的な権利取得の効率化を図る観点から、既存の特許協力条約や商標国際登録制度を規定するマドリッド協定議定書等に未加盟の国に

対し加盟を促すと共に、特許手続の調和を目指す特許法条約や国際的な意匠登録制度を目指すヘーグ協定新アクトが、我が国にとって望ましい形で成立するようWIPOでの条約交渉に積極的に取り組む必要がある。

(2) 個別課題と取り組みの方向

(A) 先願主義の採用

背景 (参考11及び下図参照)

- (1) 先発明主義は、米国のみが採用する特異な制度。かかる先発明主義は、特許成立或いは事業開始の後に、新たに先発明者の存在が明らかになるなど、権利の予見困難性・不安定性を内在し、円滑な貿易・投資の阻害要因となる。
- (2) また、先発明主義のもとでは、同時期に、同じ発明が他人から出願された場合、発明日立証審査(インターフェアレンス: 抵触審査)手続きを経なければならず、ユーザーに対し、書面準備、弁護士費用負担、手続きの長期化という負担を課すこととなる。
- (3) なお、我が国をはじめ先願主義を採用する多くの国は、特許権者の発明と同一内容を、その特許出願前から善意で実施している者(先使用者)に対し一定の条件のもと通常実施権(先使用权)を認めている。また、先発明主義を採用する米国においても、先使用权導入に向けた法案が先の第105議会等に提出されたが、現在その採用は見送られている。

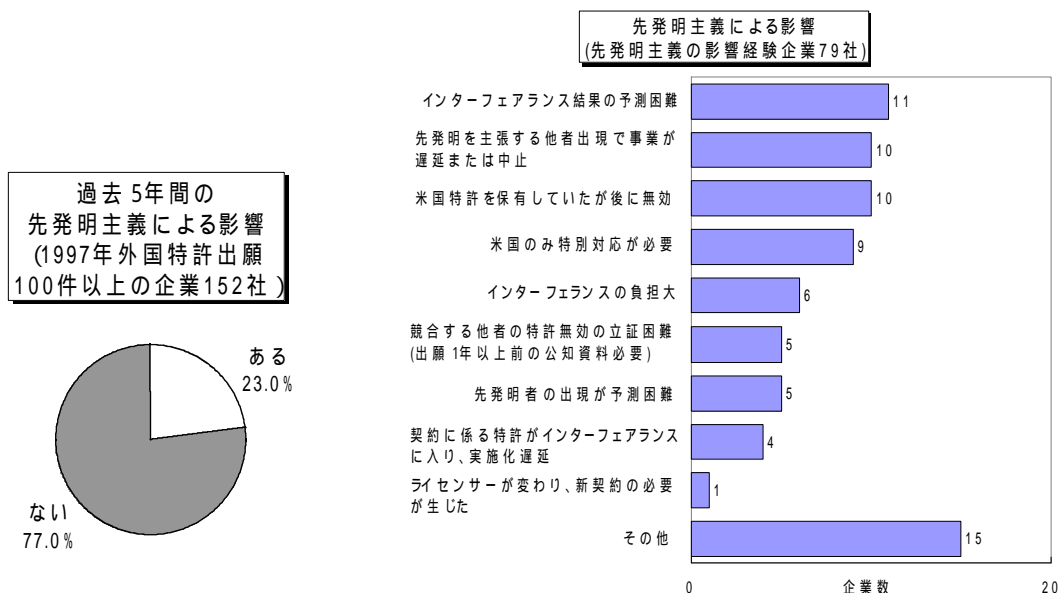
留意点

- (1) 94年の米国ブラウン商務長官(当時)の「先発明主義堅持」の発言に見られるように、米国特許制度の象徴である先発明主義の是正は、極めて困難な状況にある。とりわけ、個人、中小企業、大学関係者等の反対が顕著である。
- (2) また、先使用权についても、発明を秘匿しトレードシークレット化を助長するとして米国ノーベル賞受賞者グループを中心に、根強い反対有り。

取り組みの方向

我が国としては、欧州諸国、カナダ、韓国等とも協調しつつ、WTO・

TRIPS 協定、WIPO 特許法条約等の議論の中で、先願主義の国際ルール化を提唱する必要がある。



(参考) 特許庁委託による日本国際工業所有権保護協会 (AIPPI) 調査報告 (1999年1月)

(B) 公開制度の採用

背景

- (1) 重複投資、重複研究、事業化の障害となる不透明な状況を抑制し得るよう、米国、インド、台湾、マレーシア等の一部の国・地域を除く多数の国が、出願から18月後に出願内容を公開する、公開制度を採用。
- (2) 一方、公開制度を持たない米国では、米国特有の制度である継続出願及び一部継続出願の恣意的な利用と相まって、出願が長期間秘匿される潜水艦特許 (サブマリン特許) による弊害が顕著となっている (参考12及び下図参照)。
- (3) 94年の日米包括経済協議において、米国はこれを是正すべく公開制度の導入、特許期間を出願から20年とすることを約束したが、公開制度の導入については依然履行していない。

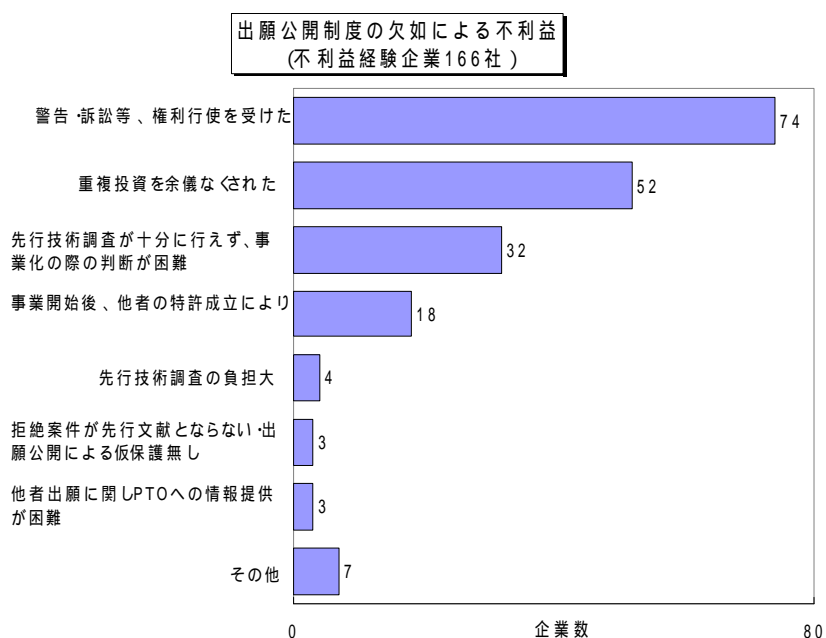
留意点

米国104議会(95年～96年)及び105議会(97年～98年)において、公開制度導入を含む改正特許法案が提出されたが、権利付与のないま

ま特許出願を公開することは米国技術の盗用を助長するとして強硬な反対があり、審議未了のまま廃案。反対派は、同法案をスチール・アメリカン・テクノロジーズ・アクト(米国技術盗用法案)と呼んで反対活動を展開した。

取り組みの方向

- (1)依然米議会での反対は予想されるが、米政府に日米合意の早期履行を引き続き要求する必要がある。
- (2)公開制度を採用している欧州諸国、カナダ、韓国等とも協調しつつ、WTO・TRIPS 協定、WIPO 特許法条約等の議論の中で、公開制度の国際ルール化を提唱する必要がある。



(参考)AIPPI 調査報告(1999年1月)

(C) 発明公表後の出願猶予制度(グレースピリオド制度)の緩和

背景 (参考13)

- (1)我が国をはじめ多くの国が、特許出願の前に発明を公表したとしても、その後所定の条件を満たして出願をすれば、当該公表によっては特許取得を否定しないとする出願猶予制度(グレースピリオド制度)を採用。但し、かかる制度の考え方は日米欧の先進諸国間でも相違がある。

	猶予期間	猶予の対象
米国	米国出願日前 12月	制限なし
日本	日本出願日前 6月	制限あり(学会、博覧会発表、刊行物への公表、意に反する公表等)
欧州	欧州出願日前 6月	厳格な制限あり(博覧会発表、意に反する公表のみ)

(2)米国の先発明主義堅持の表明(94年)により成立を見なかった WIPO 特許法条約草案には、グレースピリオド制度の国際的統一を図るため、以下の ~ の緩和策が盛り込まれていた。

発明公表から出願までの猶予期間は 12月

猶予期間の基準日は第 1国出願日

どのような公表でも出願猶予の対象とする

公表された発明は、当該発明者自身の特許出願に対しては先行技術としない

(緩和のメリット)

猶予期間、猶予対象等の緩和は、特許出願前に学会発表、新製品公表を優先せざるを得ない大学研究者、ベンチャー企業等の発明者の救済につながる。

猶予期間の基準日を第 1国出願日とすれば、工業所有権の保護に関するパリ条約による優先権(優先期間は第 1出願日から 12月)を利用して第 2国に出願した場合においても、当該猶予期間内に発明を公表した事実によって特許性を否定されず、国際的な権利取得が可能。

以上の利点は、「先願主義の下での出願日競争は資金が豊富で特許管理が充実した大企業に有利」と指摘し、先願主義等の導入に否定的な米国中小企業、大学研究者に対する説得材料となりうる。

(緩和のデメリット)

グレースピリオド制度の緩和により、公表された発明の特許出願ひいては特許権の存否が長期間不透明となり第三者の監視負担が増大する(この点に配慮し、日本及び欧州の現行制度は、厳格な規定振り)。

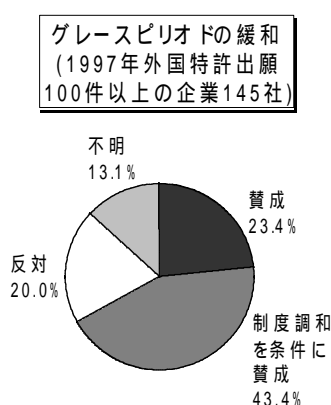
(3)我が国産業界は先願主義、公開制度等の制度調和を条件としたグレースピリオド制度の緩和を志向(下図参照)。

留意点

- (1) 90年初頭の WIPO 特許法条約の議論において、グレースピリオド制度の緩和は、先願主義、公開制度等の他の重要案件と共に包括的に議論。日米欧はかかる包括論に一定の理解を示しつつも、米は最終的にこれを否定。
- (2) 99年 2月 5日の欧州委員会政策提言「特許を通じた技術革新の推進」によれば、98年 10月のグレースピリオドに関する公聴会の報告として、グレースピリオドの緩和を欧州の学界は評価、産業界は慎重と紹介しつつ、最終的には WIPO でのグローバルな議論が必要と指摘。

取り組みの方向

- (1) グレースピリオド制度の緩和は、種々の環境にある発明者の事情を配慮したものであり、特許出願前に発明を社会に公表した発明者救済の観点から有用であるが、他方、第三者の監視負担増など透明性の確保とは矛盾。発明者及び第三者双方の利益に配慮した検討が必要である。
- (2) 先願主義、公開制度といった透明性を確保できる制度のもとでのグレースピリオドの緩和が、発明者及び第三者の双方の利益に繋がるものであるので、米国及び欧州に対し、先願主義、公開制度、グレースピリオドの緩和の三位一体の国際調和を提唱する必要がある。



(参考) AIPPI 調査報告 (1999年 1月)

(D) 米国の再審査制度の改善

背景

- (1) 米国の再審査制度は、いわゆる特許商標庁による特許付与後の行政

上の取り消し手続。特許の有効性に関する訴訟の手続費用、時間的負担の大きさを重視し、短期間かつ低費用で特許の有効性を判断するための代替手段として、80年12月に設けられた制度。

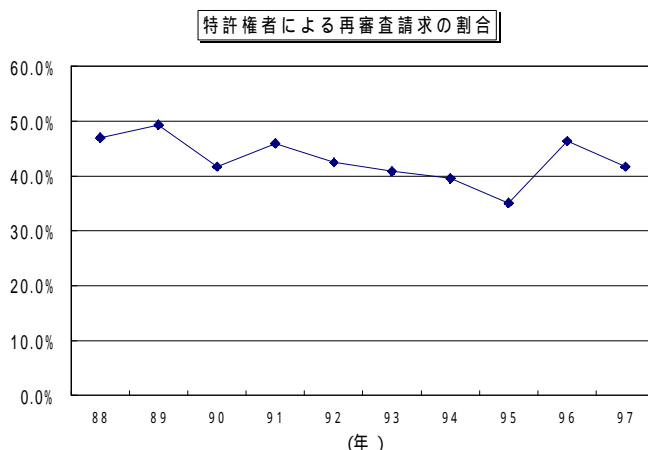
(2)米国の場合、訴訟より低額で特許の有効性を争う手段を設けるべく再審査制度を設けたが、下記の制限があり、第三者に特許の有効性を争う十分な機会が与えられていない。

再審査が開始された後、特許権者以外の請求人は、特許の無効性に関する主張を行うことができない。

再審査手続における有効性判断は、刊行物に記載された先行技術のみに基づく。なお、記載不備等の別の理由では再審査請求できない。

特許が有効との行政庁の決定に対して、請求人は上訴できない。

(3)さらに、裁判所は特許商標庁の再審査結果を重視する傾向があり、特許権の行政上の取り消し処分でありながら再審査請求の4割前後が特許権者自身によるものであるなど、第三者にとって利用しにくい制度とされている。



(参考)米国特許商標庁年報(88~97年)

(4)94年の日米包括経済協議において、米国は再審査手続に関し、第三者の参加機会の拡大、請求理由の拡張を約束したが、そのいずれも依然として不履行。

(5)また、米国においては、特許の有効性の争いを含め侵害訴訟に要する費用が極めて高額になるとの問題指摘がある。欧州においては、欧州委員会が、特に中小企業向けに特許訴訟費用の保険制度の普及について検討している(99年2月5日の欧州委員会政策提言「特許を通じた技術革新の推進」)。

留 意 点

米国 104議会 (95～ 96年)及び 105議会 (97～ 98年)において、日米合意を踏まえた再審査制度の改善を含む改正特許法案が提出されたが、いずれも審議未了のまま廃案となった。個人発明家・中小企業等は、第三者に有利な改正は大企業に有利であり、弱者の権利が傷つけられるとして反対している。

取り組みの方向

- (1)個人発明家、中小企業等からの反対は依然予想されるが、米政府に対し日米合意の早期履行を引き続き要求していく必要がある。
- (2) WIPO の議論を通じ、特許付与後の行政上の取り消し手続きの国際調和を提唱すべきである。
- (3)訴訟経費の高額化、訴訟期間の長期化に対処するため、その他の有効な方策を検討する必要がある。

(E) 優先権の効果を制限する米国制度・運用(ヒルマードクトリン)の是正

背 景 (参考 14)

- (1)日本及び欧州の特許制度においては、日本及び欧州への特許出願の元となる第 1国出願の発明開示の全内容を根拠にして、第 1国出願日より後に特許出願された第三者の後願発明の特許成立を阻止できる「拡大された先願の地位」が保証されている。他方、米国制度においては、米国判例法理 (ヒルマードクトリン)に基づき運用により、「拡大された先願の地位」は、米国出願日より後に発明された第三者の後願発明の特許成立を阻止できるに過ぎず、日本及び欧州の制度・運用と相違している。
- (2)この判例に基づく米国運用では、第 1国出願の全開示内容をもって、第 1国出願日と米国出願日との間になされた第三者の米国出願に係る同一又は類似の発明の特許成立を阻止できない場合が生じるため、通常は自国で第 1国出願した後に米国出願をする外国人の出願が不利に扱われることになる。このような取り扱いは、第 1国出願と第 2国出願の間になされた行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない旨のパリ条約第 4条 Bの規定に違反する可能性が高く、パリ条約の遵守を規定する TRIPS 協定違反の蓋然性がある。

- (3)米国を指定国とする PCT 出願についても、国際出願日(第1国出願日)ではなく国内段階への移行手続(翻訳文の提出、出願費用の支払等)を完了した日が「拡大された先願の地位」としての基準日になる。

留 意 点

- (1)米国は、上記パリ条約第4条Bは「拡大された先願の地位」までを保証するものではないとの立場。
- (2)また、米国はかかる立場から、97年5月のTRIPS理事会において発明地差別を禁止するTRIPS協定により、米国外での行為に基づく発明日の立証が可能となった現在、第一国出願の後の第三者の米国出願は、両者が同一発明である場合は発明日立証(インターフェアレンス)手続きにより排除可能であり、ヒルマードクトリンはパリ条約違反ではない」と主張。
- (3)なお、インターフェアレンス手続きでは類似の発明に対する特許の成立は排除できず、日欧の特許制度では発生しない類似権利を米国内で発生させるおそれ有り。

取り組みの方向

我が国ユーザーに与える具体的影響を精査すると共に、「拡大された先願の地位」の国際ルールのあり方、並びに、米国制度のTRIPS協定との整合性を更に検討する必要がある。

(F) 特許期間の延長制度

背 景

- (1)日米欧は、一定の条件下で特許期間の延長を認める特許期間延長制度を有している。
- (2)我が国においては、昨年12月に工業所有権審議会が答申をとりまとめ、国際的な制度調和を図るべく、医薬品等の製造承認に要した期間を延長する特許期間延長制度について改正の方向を示したところ。かかる答申を踏まえ、特許法等の一部を改正する法律案が今国会(第145回通常国会)に提出されている。
- (3)但し、インターフェアレンス 審判に要した期間までも延長の対象とする米国において、更なる条件の緩和並びに期間の長期化¹⁾を図る法案が105

議会に提出されるなど、期間延長制度の緩和の動き有り。(但し、公開制度も含めた包括法案であったため審議未了のまま廃案)

注1)米国は、インターフェアレンス手続き、審判手続き等の遅延による5年を限度とした期間延長を行っているところ、先の105議会において、これに加え特許商標庁における行政的遅延を要件に加え10年を限度とした期間延長を規定する改正法案を提出。

留 意 点

- (1)米国の特許期間延長の条件緩和に向けた動きは、米国産業界、法曹界からの支持もあり、今次米国106議会にも再度法案が提出される可能性が高い。
- (2)この法案が成立した場合には、先進国間で新たな制度相違事項が発生。
- (3)また、上記法案が成立すれば、米国特許商標庁の行政遅延を理由に長期間潜伏した出願が出願日から20年を越えて長期間特許権を行使する事例が生じる可能性有り。既に日米合意に基づき「特許期間を出願日から20年」としたことにより、サブマリン特許の一因を是正した米国において新たなサブマリン特許問題を惹起させるおそれもあり、留意が必要。
- (4)ウルグアイラウンド交渉を経て、特許期間は原則として出願から20年とすることが国際的に定着している。

取り組みの方向

我が国ユーザーに与える影響を精査すると共に、サブマリン特許問題への懸念に留意しつつ、同制度の国際ルールのあり方を更に検討する必要がある。

(G) 相互承認、世界特許システムへの取り組み

背 景

- (1)特許独立の原則のもと、各国独立に特許審査、特許権を付与。
- (2)他分野において(例えば電気安全、通信端末等)、日米欧を中心に相互承認協定(MRA)締結に向けた動きが活発化。
- (3)途上国では特許審査に必要な体制整備のための人材等のリソースが不十分。先進国からの出願も多いことから、先進国審査結果の利用は途上国にも利益有り。

留 意 点

- (1)相互承認を行う上で、各国の制度、運用、審査基準、情報システムの相違が障害(参考15)。
- (2)世界特許システム等の国際的な登録制度を構築するに際し、出願、審査、公開、権利付与時に使用される言語の問題が障害となり得る。なお、特許協力条約(PCT)のもと、日本語は出願12言語、公開8言語の一つである。

取組みの方向

- (1)「安定」した同内容の特許を世界同時に「早期」かつ「低コスト」に取得する世界特許システムの構築に向けて、長期的視野に立った検討に着手する必要がある。
- (2)これに向けて、重複的に行われている先行技術調査及び特許審査の負担の軽減、ひいては相互承認に向け、産業界の意見を踏まえた三極特許庁協力、二国間特許庁協力及びアジア太平洋経済協力(APEC)を引き続き推進すべきである。
- (3)かかる三極協力、二国間協力を推進する上で、実効性を確保すべく、人材育成、人材交流を進める必要がある。
- (4)相互承認に向けて、制度、運用、審査基準、情報システムの国際調和が必須であり、これを推進する必要がある。
- (5)世界特許システムのもとで使用する言語については、特許公報や出願明細書が、技術革新の基礎となる技術情報や権利範囲を定める権利情報になることを踏まえ、我が国ユーザーへの影響を勘案し、日本語による出願、公開等が可能となることが望ましい。なお、権利情報としての正確性・信頼性の長期的課題はあるものの、機械翻訳の発展にも注視する必要がある。
- (6)工業所有権の効率的な国際的権利取得に向け、既存の特許協力条約(PCT)、商標国際登録協定(マドリッド協定議定書)等の未加盟国に対し、加盟を促すことが必要である。
- (7)ASEAN諸国において、長期的課題としてASEAN特許庁、商標庁設立の動きがある。我が国としては、アジア各国での権利取得の効率化に向けて、これを支援していく必要がある。

2. 技術革新によりもたらされる新たな社会への対応

(1) 現状と課題

主要先進国におけるハイテク競争

80年代以降、第1章でも述べたとおり主要先進国は高付加価値製品市場での競争を激化させてきた。かかる主要先進国の中でも、米国レーガン政権は、競争力の高い高付加価値産業への集約を目指し、いち早く知的財産権保護強化政策（プロパテント政策）を実施し現在に至る。我が国においても、種々の工業所有権保護政策を打ち出してきたところであり、産業競争力強化の観点から、今後世界規模での高付加価値製品への的確な工業所有権保護が求められる。

21世紀を先導する最先端技術の的確な特許保護と審査運用の調和

来るべき21世紀には、地球環境問題、食糧問題、エネルギー問題といった世界規模での諸問題が立ちはだかる一方、電子商取引等の進展に見られるようにネットワーク社会の深化が予想される。こうした21世紀の諸問題に対処するためには、特にバイオ・テクノロジーやソフトウェアといった最先端技術の発展が不可欠であり、研究開発へのインセンティブを付与する上でも、特許制度を国際的に調和し、的確な保護を与えることが求められる。

また、制度の相違のみならず各国毎に相違する特許審査の運用を放置することは、バイオ・テクノロジー、ソフトウェア等の最先端技術分野における特許による保護範囲について世界的なばらつきを惹起するおそれがある。特許による発明奨励と公衆利用という公益上の要請を踏まえつつ、世界経済の均衡ある発展に向け、各国の審査結果の整合化が図られるよう審査運用の調和が必要となる。

ネットワーク社会への対応

ネットワーク社会は飛躍的に深化し、社会、経済に大きなインパクトを与えている。電子商取引の市場規模を見た場合、3 - 5年後という中期的な見通しにおいても、我が国で1300億ドル(15.6兆円)、米国で3700億ドル(44.4兆円)、欧州で1800億ドル(21.6兆円)にも達し、更に5 - 10年後には我が国においてさえ4600億ドル(55.2兆円)にまで市場規模は成長するといわれる(99年2月電子商取引実証推進協議会報告)。

こうしたネットワーク社会の進展に即し、ネットワーク上を流通する表現やアイデアを如何に知的財産権制度で保護するか、技術革新・社会環境の変化を予見しつつ、早急に検討する必要がある。具体的には、ネットワーク上での知的財産権侵害行為に対する裁判管轄、準拠法の問題、ドメインネームと商標権との抵触問題或いはソフトウェアを含めたネットワーク基盤技術の的確な特許保護が挙げられる。

(2) 個別課題と取り組みの方向

(A) バイオ特許保護強化

背景 (参考16)

- (1) 現行の TRIPS 協定は特許対象義務規定から動植物発明を除外している。この除外規定は、1999年以降に見直しを行う旨 TRIPS 協定に盛り込まれている(ビルトインアジェンダ)。
- (2) 日米が動植物発明を特許対象とする一方、欧州・途上国は保護が不十分。但し、EUは、特定の品種保護を目的としない動植物発明については特許保護する方向でEUバイオ発明保護指令を公布(98年)。
- (3) 我が国産業界は、動植物発明に対する国際調和のとれた特許保護を志向(下図参照)。

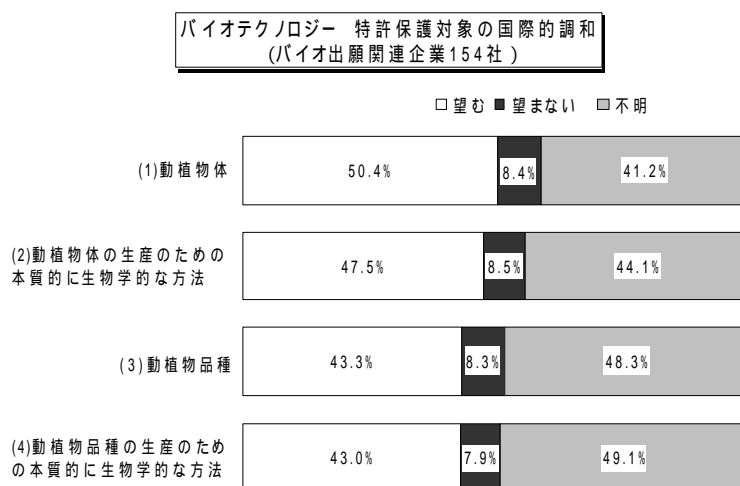
留意点

- (1) 環境問題、生物多様性の問題を理由とした途上国の反対。
- (2) 主要先進国を中心に遺伝子の解読が進む中、遺伝子情報に対する特許問題が浮上。

(3)近年、バイオ・テクノロジーに関する倫理上の問題或いは安全性の問題に対し、社会的関心が高まってきている。

取り組みの方向

- (1)各国において、動植物発明の特許保護が可能となるよう現行 TRIPS の見直しを提唱する必要がある。
- (2)アジア諸国において、動植物発明の特許保護の重要性の認識を高めるべく、APEC を通じた議論を深化させる必要がある。
- (3)遺伝子解析技術、細胞分化技術を始めとする進展の著しいバイオテクノロジー分野での特許保護の審査運用の調和を主要先進国間で図る必要がある。



(参考) AIPPI 調査報告 (1999 年 1 月)

(B) ソフトウェア関連特許保護強化

背景 (参考 17)

- (1)日本、米国、カナダ、韓国は、既に媒体特許 (媒体の形でソフトウェアを特許保護)を保護の対象としているのに対し、欧州は、EPC 規則の解釈が確立していないことから、ソフトウェアの特許保護がこれまで不十分。
- (2)我が国産業界は、媒体特許の保護が一部の国において不十分であると懸念 (下図参照)。
- (3)98年、バーミンガムサミットでの日米首脳会合の冒頭、電子商取引に関する日米共同声明を発表。この中で、電子商取引の基盤技術に対する世界的な特許保護は電子商取引の進展に不可欠と言及。

留意点

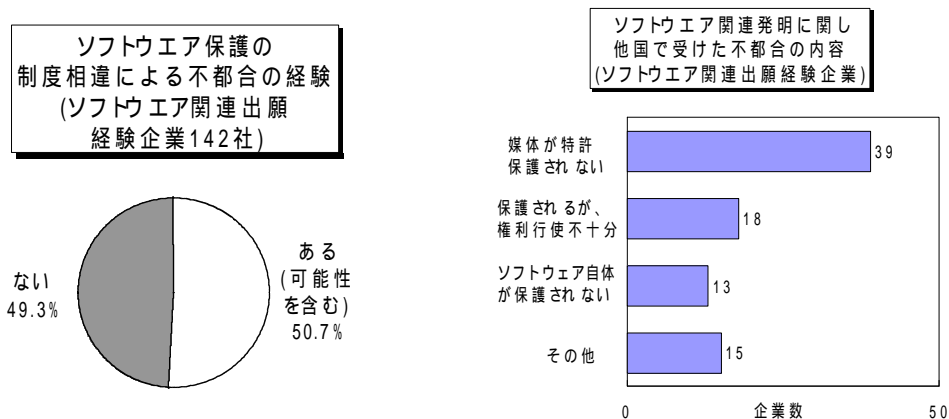
(1) 欧州特許庁は、これまで欧州特許条約(EPC)の規則 27条及び 29条に基づき、ソフトウェアは特許保護すべき技術的性質¹⁾ (Technical charactor) を備えていないとして、特許保護の拡張に慎重であったが、最近出された審決等からみて、今後媒体特許が認められる方向にあると考えられる。

注 1) 欧州特許庁審査便覧によれば、特許性には、4つの基本的な特許要件 (発明の成立性、産業上の利用性、新規性、進歩性) に加え、実施可能性と技術分野、技術的課題、技術的特徴といった技術的性質の2つの付加要件があるとしている。

(2) 一方、欧州産業界及び欧州委員会はソフト保護の拡張に前向き。特に 9 年 2月 5日公表の欧州委員会政策提言「特許を通じた技術革新の促進」は、「日米と比較して保護が不十分なソフトウェア関連発明の十全な保護及び域内調和」を提言。

取り組みの方向

- (1) 欧州各国に対し、媒体特許保護を要請すべきである。
- (2) 米国、カナダ、韓国とも協調しつつ、TRIPS 協定、WIPO 特許法条約等の議論を通じ、ソフトウェア媒体が特許対象であることを明確にする必要がある。
- (3) ネットワーク社会の進展を踏まえ、ソフトウェア関連発明の国際的な特許保護のあり方を検討する必要がある。
- (4) ソフトウェア関連発明の特許保護に関し、主要先進国間で審査運用の調和を図る必要がある。



(参考) AIPPI 調査報告 (1999 年 1 月)

(C) インターネット上での工業所有権侵害に対する裁判管轄及び準拠法問題

背景

国境を越えて即時に情報が流通するインターネットの更なる普及により、インターネット上での工業所有権に係る侵害行為が発生した場合、どこの裁判所に提訴するか、どこの国の法律が適用されるかといった裁判管轄、準拠法の問題が指摘されつつある。

留意点

各国工業所有権法の属地主義の考え方が、ネットワークの地理的普遍性を考慮する上で障害となる。

取り組みの方向

インターネット上での工業所有権侵害の態様及び状況を的確に把握すると共にネットワーク社会の要請や環境の変化を予見しつつ、侵害に対する救済、裁判管轄、準拠法の問題を含めた工業所有権保護のあり方を早急に検討する必要がある。

(D) ドメインネームと商標との抵触問題

背景

- (1) ドメインネーム (インターネットの発信人アドレス) と商標の抵触問題が、国際的に顕在化。
- (2) WIPO 等を中心として、ドメインネーム登録システムの改革、適切な紛争処理の方策について、国際的な議論が進展。

取り組みの方向

ドメインネームを付与するに際して、商標を適切に保護するための仕組み、迅速で利用し易い紛争処理システムの必要性を WIPO 等の場で提唱すべきである。

3. 知的財産権が尊重される魅力ある国際的事業環境の整備

(1) 現状と課題

アジアをはじめとした国際的に企業活動が活発化している市場において、模倣被害や実効性ある権利行使の阻害、他国企業保有の周知商標の盗用、ライセンス契約の規制が顕在化してきている。

このうち、権利行使の実効性確保、ライセンス契約規制の適正化などのように TRIPS 協定の 2000年の履行により、問題解決が期待できるものもある一方、周知商標保護のように現行 TRIPS 協定では保護が不十分なものもあり、所要の対応が必要となっている。

途上国における知的財産権の保護環境を充実させていくためには、知的財産権に対する意識を高め、その保護の重要性と途上国にとっての利益に関する理解を深めることが重要であり、研修・教育等の一層の充実が求められる。

(2) 個別課題と取り組みの方向

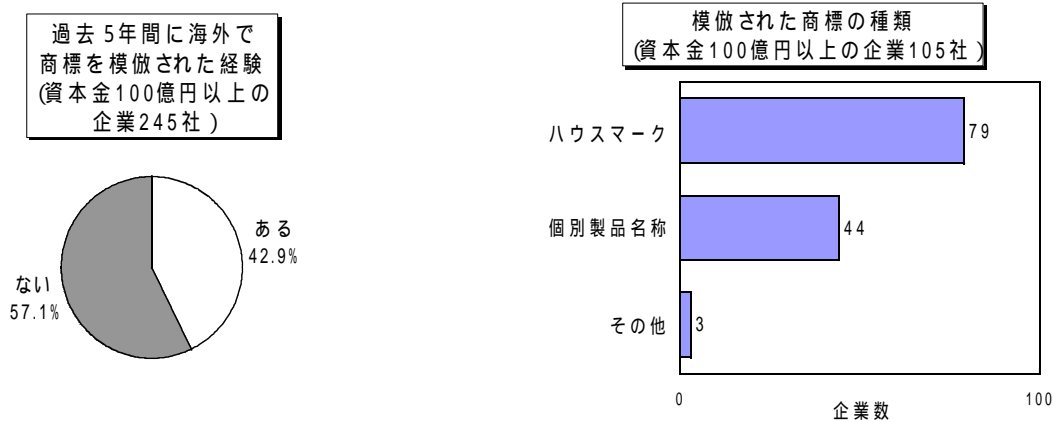
(A) 周知商標保護の拡大

背 景

- (1) アジアを中心とした途上国における我が国著名企業のハウスマークの盗用(フリーライド)が顕在化している(下図参照)。
- (2) 現行 TRIPS は、周知商標の保護(16条)を定めているが、周知商標の希釈化、フリーライド防止に対しては不十分な規定ぶり。
- (3) 現在 WIPO において、周知商標の希釈化、フリーライドの抑制を目指した周知商標保護ルールの議論がなされているところ。
- (4) APEC において、周知商標の統一的な保護基準を作成すべく、保護の現状を調査しているところ。

取り組みの方向

- (1) 周知商標保護の拡充に向け、WIPO 周知商標保護ルールの早期成立、APEC 域内での保護基準の作成を推進すると共に、TRIPS 協定の改正を提唱する必要がある。
- (2) 他国での商標審査に供するよう 周知商標情報の交換等、二国間レベルの協力を積極的に進めていく必要がある。また、将来的には国際的なデータベース管理・通報システムの構築を提唱することも有効である。



(参考) AIPPI 調査報告 (1999年1月)

(B) ライセンス規制の適正化

背景

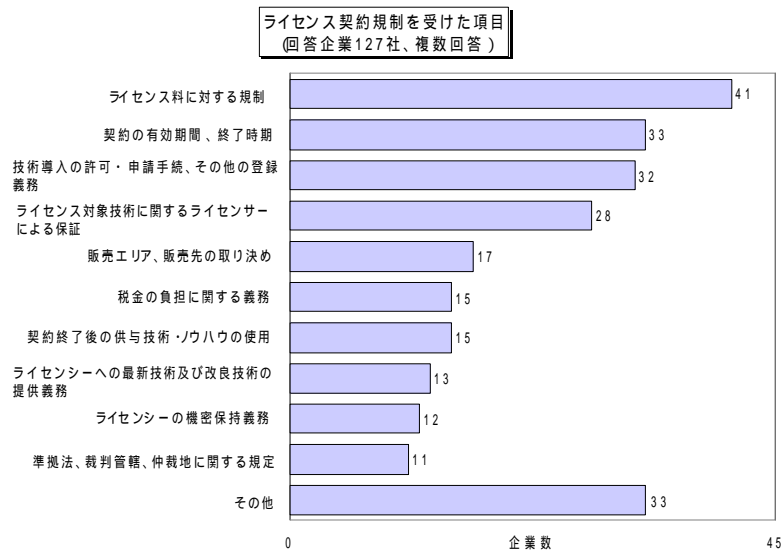
- (1) TRIPS 40条は、途上国の立場に立ち、反競争的な権利濫用の防止を目的に、ライセンス規制をTRIPS 協定に反しない一定範囲で許容。
- (2) アジア諸国は、技術導入法又はガイドライン等で外国企業と自国企業とのライセンス契約の規制を実施。ライセンス料に対する規制、ライセンス契約期間の制限など過度な規制によりライセンス契約を阻害 (下図参照)。

留意点

TRIPS 40条は、ライセンス規制の裁量を維持したい途上国とそれを阻止したい先進国との対立の末の妥協の産物。故に、概念的、抽象的な規定ぶり。

取り組みの方向

- (1) 二国間交渉等を通じ、円滑な投資、技術移転は両国の利益ひいては世界経済の発展に繋がる旨指摘しつつ、ライセンス契約を過度に規制する技術導入法、ガイドライン等の是正を要請する必要がある。
- (2) 2000年1月の途上国の TRIPS 協定履行期限の後、ライセンス規制に重点を置いた法令レビュー (各国法令と TRIPS 協定との整合性を精査) を実施し、遵守されていない場合は二国間協議、パネル提訴が必要となる (参考 18)。



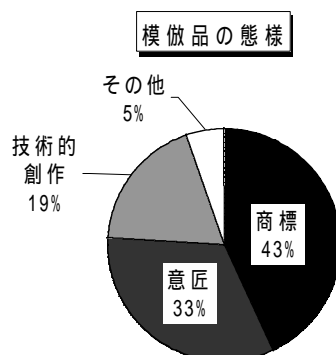
(参考) AIPPI 調査報告 (1999 年 1 月)

(C) 模倣対策及び効果的な権利取得・権利行使の確保

背景 (参考 19)

- (1) TRIPS 協定において、公平、公正、適正な権利行使手続きを整備すべきことを規定。
- (2) 我が国をはじめとした主要先進国及び WIPO、APEC は、途上国協力の一環として工業所有権分野での研修の実施、専門家の派遣を実施しているところ。
- (3) アジアを中心として我が国企業が受けている模倣品被害は、商標・意匠に関するものが大勢を占める。(下図参照)
- (4) 途上国における権利行使の前提となる権利設定が遅れている現状がある。我が国においては、早期権利設定のニーズに応えるための早期審査

制度が設けられており、有効に機能している。



(参考)デザイン・商標・技術的創作等に関する模倣実態調査(1998年)

留意点

2000年の TRIPS 協定の履行義務を負う途上国(但し後発途上国は2006年)において、商標、意匠を含めた知的財産権制度の整備、並びに、民事上、刑事上及び水際措置等の効果的な権利行使手続きの整備の遅れに留意。

取り組みの方向

- (1)工業所有権に対する草の根レベルでの意識向上に向け、各国国民レベルが理解しやすい適切な方法により、我が国の工業所有権に関する普及活動の経験を伝えていく必要がある。
- (2)工業所有権の早期権利設定及びこれに向けた運用の改善を途上国に要請すると共に、所要の支援を行う必要がある。例えば、我が国特許庁の早期審査制度を利用した出願で、かつ、途上国に出願しているものについては、我が国特許庁の審査結果をその途上国に通知する等、途上国における早期の権利設定を支援することが必要である。
- (3)途上国との二国間会合の場において、引き続き模倣品の取締強化を要請する。
- (4)途上国の執行機関関係者への研修を拡充すると共に、途上国の産業界、法曹界等の民間部門を含めた各国関係者の意識向上を図る必要がある。
- (5)各国の工業所有権庁が、権利侵害の鑑定に際し執行機関へ協力し得るよう、また、権利者からの相談受付などの権利行使に関する支援を行うよう働きかける必要がある。
- (6)各国工業所有権庁の間で、権利行使に関する情報交換、共同研修・教育

等の協力を行う必要がある。

- (7) WIPO、APEC 等の多国間会合の場で、権利行使手続の運用のあり方を定めたガイドライン等の作成を提案する必要がある。
- (8) 2000年1月の途上国の TRIPS 協定履行期限の後、権利行使に重点を置いて各国法令と TRIPS 協定との整合性を精査し(法令レビュー)、遵守されていない場合は二国間協議、パネル提訴を検討する必要がある。
- (9) なお、これらの取り組みを行うにあたっては、我が国がアジアの一員であるとの意識のもとに、途上国協力のあり方を含めて、更に検討を進める必要がある。

參考資料